

# 社長自身が国の労災保険に加入できるのをご存知ですか？

○労働保険事務組合（中小企業福祉事業団）に事務を委託すると  
社長自身が労災保険に加入できる等以下のメリットがあります！

## メリット1 社長自身が国の労災保険に加入できます！

- ・労災保険特別加入制度を利用することにより、社長、役員、同居の親族等の方々も国の労災保険に加入することができます！
- ・労災保険は国が運営する保険なので、少ない負担で保障が手厚く安心です。

## メリット2 労働保険料が分割納付できます！

- ・労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。

## メリット3 事務業務が軽減できます！

- ・労働保険の事務処理をアウトソーシングすることにより、事務業務の軽減ができて、本来の業務に集中できます。また、**幹事社会保険労務士の当事務所**が事務処理を行いますので、迅速且つ適確に手続きが行われます。

※ 加入には所在地や労働者数の条件がございます。詳しくはお問合せ下さい。



お問合せ専用 FAX番号：047-413-7809

電話で詳細を聞きたい  打合せ希望  資料希望

会社名 \_\_\_\_\_

担当社名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_